

令和5年1月農業委員会総会議事録

令和5年1月24日午後1時30分、令和5年1月農業委員会総会をホテルニューキャッスル3階「麗峰の間」に招集する。

出席委員 23名

1番	金田	公隆	委員	2番	藤田	善明	委員	3番	岩谷	裕子	委員
4番	佐藤	修司	委員	5番	川村	陽彦	委員	6番	須藤	秀人	委員
7番	種澤	達也	委員	8番	町田	高司	委員	9番	石岡	千鶴子	委員
10番	三上	浩太	委員	11番	小林	政貴	委員	12番	小田桐	明	委員
13番	石岡	人志	委員	14番	福士	章逸	委員	15番	小嶋	勇成	委員
17番	平井	秀樹	委員	18番	成田	繁則	委員	20番	大湯	茂八郎	委員
21番	戸澤	幸彦	委員	23番	田村	眞裕美	委員	24番	成田	毅	委員
25番	梵森	弘義	委員	26番	前田	優考	委員				

欠席委員 3名

16番	木村	芳文	委員	19番	佐藤	剛郎	委員	22番	高橋	貴志	委員
-----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	----

出席事務局 10名

事務局長	吉田	秀樹	事務局次長	佐藤	祝幸
事務局次長補佐	伊藤	靖記	事務局主幹	高橋	秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田	明人	事務局主幹兼総務係長	高木	一誠
事務局農地利用促進係長	藤田	智恵子	事務局岩木分室総括主査	浅利	敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂	貴宏	事務局主事	大浦	空

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議事

議案第1号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第2号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第5号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第6号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第7号	引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）
議案第8号	令和5年農作業臨時雇用標準賃金について
議案第9号	弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正について

報告第1号	農地法第3条の許可取消について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第3号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第4号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第5号	農用地利用集積計画による農地の所有権移転の取下げについて
報告第6号	非農地の判断について

[開始時刻 13 時 30 分]

事務局次長

ただいまから令和 5 年 1 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号 16 番木村芳文委員、19 番佐藤剛郎委員、22 番高橋貴志委員の 3 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。13 番石岡人志委員、14 番福士章逸委員、15 番小嶋勇成委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 1 号を議題といたします。議案第 1 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1 ページをお開き願います。議案第 1 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 1,237 m²、畑 14 件 84,491 m²、合計 16 件 85,728 m² であります。また、使用収益権関係では、田 42 件 242,242 m²、畑 11 件 70,262 m²、合計 53 件 312,504 m² であります。さらに、第 3 条第 3 項関係が、畑 1 件 2,666 m²、であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 1 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、木村芳文委員長、須藤秀人委員、種澤達也委員、町田高司委員、それに私、川村であります。32 ページをお開きください。農地法第 3 条第 3 項の使用収益権関係、受付番号 4 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請については、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

前田優考委員	<議事参与の制限に該当する旨の申出あり> (前田優考委員退席)
議長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 30 ページ、使用収益権関係、受付番号 218 番について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号 218 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、使用収益権関係、受付番号 218 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。
	(前田優考委員着席)
議長	それでは、使用収益権関係、受付番号 218 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	使用収益権関係、受付番号 218 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、使用収益権関係、受付番号 218 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 2 号を議題といたします。議案第 2 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	33 ページをお開き願います。議案第 2 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 2 件 1,980 m ² 、畠 1 件 110 m ² 、合計 3 件 2,090 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。35 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 23 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 24 番、25 番は、農地区分が第 3 種農地で原則

調査副委員長	許可相当の農地区分であります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議 長	それでは、議案第2号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第2号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第2号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。
	次に、議案第3号を議題といたします。議案第3号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	37ページをお開き願います。議案第3号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田6件29,841m ² 、畠13件60,057m ² 、合計19件89,898m ² であります。また、使用収益権関係では、田1件5,790m ² 、畠1件2,187m ² 、合計2件7,977m ² であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、畠1件2,187m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。45ページをお開き願います。使用収益権関係、受付番号65番については、農地中間管理事業になりますが、猿沢地区農地中間管理機構関連農地整備事業において、他者に貸付けを行っていた農地について、所有者自らが耕作を行う計画案であります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第3号についてご審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)

議長	議案第3号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第3号は、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第4号を議題といたします。議案第4号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	47ページをお開き願います。議案第4号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田8件33,171m ² 、畠16件84,434.54m ² 、合計24件117,605.54m ² であります。また、使用収益権関係では、畠1件9,853m ² であります。今回提出されました件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買24件、貸借1件が整ったものであります。51ページをお開きください。所有権関係、受付番号76番の譲受人は農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。55ページをお開きください。所有権関係、受付番号88番から56ページ受付番号90番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。以上であります。
議長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第4号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議がないものと認め、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第5号を議題といたします。議案第5号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	59ページをお開き願います。議案第5号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田1件5,419m ² 、畠1件52m ² 、合計2件5,471m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長	61 ページをお開きください。受付番号 7 番につきましては、農地法第 41 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、青森県知事から公益社団法人あおもり農業支援センターに対し、利用権を設定すべき旨の裁定がなされた農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターからこれまで耕作してきた扱い手に再度利用権を設定するものであります。受付番号 8 番につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな扱い手に貸し付けられるものであります。以上、申し上げた内容につきましては、議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。
議長	それでは、議案第 5 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 5 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 5 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。
	次に、議案第 6 号を議題といたします。議案第 6 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	63 ページをお開き願います。議案第 6 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は用途変更が 1 件 126 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。65 ページをお開きください。用途変更、整理番号 1 番は、変更後の農地区分は農用地区域内の農業用施設用地であり、農地法施行規則第 29 条第 1 号により、転用許可を要しないものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
議長	それでは、議案第 6 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 6 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案 6 号は計画の変更について異議のないものと決定いたします。

議 長

次に、議案第 7 号を議題といたします。議案第 7 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

67 ページをお開き願います。議案第 7 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項及び地方税法施行規則附則第 4 条第 3 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者または受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長または中南地域県民局長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。今会議に提出されました 7 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から令和 5 年 1 月 24 日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議 長

それでは、議案第 7 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第 7 号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 7 号は原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第 8 号を議題といたします。議案第 8 号は、「令和 5 年農作業臨時雇用標準賃金について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

69 ページをお開き願います。議案第 8 号は、「令和 5 年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、「令和 5 年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、本会の審議を求めるものであります。なお、内容につきましては、広報委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

広報委員会の報告をお願いします。

広報委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る 1 月 16 日、広報委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、高橋貴志副委員長、田村眞裕美委員、種澤達也委員、三上浩太委員、それに私、藤田が、農業委員の皆さまから提出されました令和 5 年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基に、令和 4 年 10 月 5 日に改定されました青森県最低賃金に配慮し、検討いたしました。議案書の 71 ページの算定資料をご覧ください。「雇用賃金」の各項目の金額ですが、調査結果による実勢額が、「整枝せん定」を除いた各項目の金額は、県の最低雇用賃金額が令和 4 年 10 月から 822 円から 853 円と 31 円増額されており、最低雇用賃金の日給換算に比して下回っていることからこれを考慮し、300 円増額の

広報委員長

6,900円としました。「稻刈り」においては、調査結果の市平均の金額は7,100円ほどと500円増額しておりますが、他の雇用賃金の上げ幅を考慮した結果、300円増額の6,900円が妥当といたしました。「整枝せん定」においては、調査結果の市平均の金額は昨年度よりも金額が下がっておりますが、最低賃金が増額されていることから、最低賃金の増加割合に合わせ、300円増額の10,000円といたしました。次に、「オペレーター」の項目の金額ですが、農業委員の皆様から「実勢額」ということで回答のあった額の平均を基本として、昨年より低い金額となったものは昨年と同額に据え置いております。その結果、「スピードスプレイヤー」は100円の増額となりました。その他は昨年と同額となっております。続きまして、72ページをご覧ください。「請負料金」の額については、「オペレーター」と同様に、農業委員の皆様から「実勢額」ということで回答のあった額の平均を基本として、昨年より低い金額となったものは昨年と同額に据え置いております。各項目の金額についてですが、「水田耕起」は、令和4年標準賃金に比して100円の増額、「畑耕起」は200円の増額、「代かきのみ」は300円の増額、「荒代かき」は100円の増額、「田植え機」の「苗なし」は100円の増額、「稚苗つき」は200円の増額、「ロールベーラー」は900円の増額となりました。「ロールベーラー」が大幅な増額となった理由は、昨年度までは「糸なし」で調査を行っていたものの、「糸なし」で作業を行うことが非常に少ないという委員からの意見が多く、回答も「糸あり」の金額が多かったことから、今回から「糸あり」の金額に変更したことによる増額となっております。なお、「コンバイン（乾燥まで）」と、「乾燥機」の請負が、昨年11月の調査であったことから、昨今の燃料費の高騰に関する部分が反映されておりませんが、広報委員会で協議した結果、委員の皆様からの「実勢額」を受け止め、令和5年では、「コンバイン（乾燥まで）」は28,000円、「乾燥機」は1,300円と据え置くこととしました。今後も委員の皆様には地域の雇用賃金の実勢額を注視していただき、令和6年の農作業臨時雇用標準賃金調査の際に変動が生じている場合は、その実勢額についてご回答いただくようお願ひいたします。以上、「令和5年農作業臨時雇用標準賃金」について、70ページのとおり設定しようとするものであります。以上であります。

議 長

それでは、議案第8号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第8号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないと認め、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。

議案第9号を議題といたします。議案第9号は、「弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

73ページをお開き願いします。議案第9号は、弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部改正についてであります。提案理由は、農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正に伴い、「弘前市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の一部を改正する規則」を定めたいので、本会の承認を求めるものであります。お配りしております、「議案第9号 補助資料」の新旧対照表で主な改正点について説明いたします。左の方が改正後、右の方が改正前であります。下線部が変更する部分になりますが、まず第2条、第3条及び第4条は、文言を整理したものであり、支給内容そのものを変更するものではありません。次に、改正後の第5条についてですが、この部分が支給内容に係る改正部分となります。内容は12月の総会で説明したとおりであります、第1号につきまして

事務局次長	は、「委員等の実績に応じた交付金」の規定となります。国から交付される委員等の実績に応じた交付金の部分を活動日数割で支給するという内容です。下線の「活動時間」を「活動日数」にするのは、国の要綱改正で活動日数が基準となることからでございます。第2号につきましては、「農業委員会の実績に応じた交付金」の規定となります。国から交付される農業委員会の実績に応じた交付金の部分を、タブレットでの通信費などの農地利用の最適化の推進のための経費に充当し、その上で余剰がでた場合は、その年度の在職日数により、均等割で能率給を支給するという内容でございます。第5条の他の下線は、文言の整理であります。続きまして、第6条ですが、これまでの「農地利用最適化業務活動日誌」を「農業委員会活動記録簿」にしますのは、国の示す様式に合わせるためであります。第8条は、文言の整理であります。続いて、附則につきましては、「令和4年度の能率給に関する特例」に関する規程となります。交付金が従来よりも大きく減少した農業委員会に対して、国は令和4年度のみの経過措置として交付金を配分することから、交付された場合は、これを均等割にして能率給を配分するという内容であります。続きまして、75ページをお開き願いします。こちらは、第6条関係で、ただいま説明しました活動記録簿の様式であります。以上であります。
議長	それでは、議案第9号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第9号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないと認め、議案第9号は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告事項に入ります。報告第1号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	77ページをお開き願います。報告第1号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田1件24,652m ² 、畠1件573m ² 、合計2件25,225m ² であります。なお、取消理由につきましては、79ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。
議長	報告第1号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	81ページをお開き願います。報告第2号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田5件7,181m ² 、畠4件7,581m ² 、合計9件14,762m ² であります。なお、届出理由につきましては、83ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第2号について、御質問等ございませんか。

	(なし)
議長	次に、報告第3号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	85ページをお開き願います。報告第3号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が畠1件109m ² であります。なお、届出理由につきましては、87ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第3号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第4号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	89ページをお開き願います。報告第4号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田9件41,441m ² 、畠4件24,136m ² 、合計13件65,577m ² であります。なお、解約理由につきましては、91ページから92ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第4号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第5号「農用地利用集積計画による農地の所有権移転の取下げについて」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	93ページをお開き願います。報告第5号は、「農用地利用集積計画による農地の所有権移転の取下げについて」であります。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく所有権の移転に係るあっせんを受けたい旨の申出が取下げされたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畠1件5,646m ² であります。なお、取下げ理由につきましては、95ページの取下げ理由欄に記載があるとおり、先月の総会において、農用地利用集積計画を定めるべきことを、市長に要請をする旨の議決を致しましたが、その後、譲渡人が死亡したことに伴い、法定相続人より、あっせんを受けたい旨の申出の取下げ願が提出されたものです。以上であります。
議長	報告第5号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第6号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	97ページをお開き願います。報告第6号は、「非農地の判断について」であります。農地法第30条による利用状況調査において、地区を担当する3名の委員が、

事務局次長 「農地法の運用について」第4(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畳7筆 4,028m²であります。以上であります。

議長 報告第6号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻：14時22分]